

平成 28 年 10 月

受益者の皆様へ

大和住銀投信投資顧問株式会社

「ユーロ短期債ファンド」 信託の終了(繰上償還)のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
また、平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

掲題のファンドにつきまして、先般お知らせいたしました通り、信託の終了(繰上償還)に関して、平成 28 年 9 月 9 日現在の受益者の皆様を対象に平成 28 年 9 月 9 日から平成 28 年 10 月 13 日までの間、異議申立の手続きを行って参りました。

異議申立の結果、いずれも異議申立をされた受益者の受益権の合計口数が、公告日(平成 28 年 9 月 9 日)現在の受益権総口数の 2 分の 1 を超えなかったため、当初の予定通り信託期間を繰り上げ、平成 28 年 12 月 9 日をもって信託を終了させていただきますので、お知らせいたします。

償還金につきましては、平成 28 年 12 月 12 日以降、お取扱販売会社の指定する日よりお支払いをさせていただきます予定です。

償還までの期間につきまして、英国証券取引所またはロンドンの銀行の休業日を除き、引き続きお取扱販売会社においてご換金(解約)の申込みの受付を行っております。解約代金のお支払いは、原則としてご換金申込日から起算して 5 営業日目からとなります。

なお、平成 28 年 12 月 9 日の償還までに約 2 ヶ月の期間がございますので、組入れております有価証券や為替の相場変動の影響を受け、基準価額が変動する場合がありますことをご含み置きくださいますようお願い申し上げます。

これまで当ファンドにご愛顧賜りましたことを深く感謝いたしますとともに、引き続き弊社並びに弊社投資信託により一層のお引き立てを賜りますよう何卒お願い申し上げます。

敬具